

愛知大会・研究会報告

「文書館制度の拡充をめざして

－史料保存のネットワーク－ 質疑・討論

全史料協愛知大会は、「文書館制度の拡充をめざして」というテーマのもとに、「史料保存のネットワーク」に論点を絞り込んでの論議を展開すべく、のべ2日間、全体会－分散会－全体会と、約6時間の研究会の場をもった。

討議に先立つ大会テーマ提案と3本の報告については大会資料等をご参照いただくとし、ここでは報告を受けて出された数々の発言を採録し、今後の論議への橋渡しとしたい。

なお、それぞれの発言については主に先に出示された3本の報告の内容に関連してなされていると判断し、全体を3つに分けて、その要旨をもって報告する。また、内容別に分けるためA・B両分散会、全体会をまとめており、発言の順序などが前後した部分、紙面の都合上割愛した部分のあることをご了解いただきたい。

1. 地域におけるネットワーク形成をめぐる
大野（門真市史） 埼史協の場合、全史料協加入の少ない状況は網の目（ネットワーク）のほころびが見えているということではないか。埼史協と全史料協との兼ね合いの実情を知りたい。



平瀬（山口県文書館） 地域におけるネットワークについては地域差を考慮せねばならず、埼史協の熱意ある活動を一般化することができるか。地域性についての埼史協の自己分析をしてほしい。

浜野（幸手市史・報告者） 全史料協と埼史協は横並びの関係にある。埼史協の加入団体77のうち全史料協への加入は10団体でしかないが、この数字をもって「ほころび」とはいえない。残る団体には徐々に全史料協への加入を勧めている。

地域性については特に考えたことはない。自分たちの住んでいるところの文化、伝統を認識させることはやっている。あとは市の大小に関わらず担当者の熱意が大きいであろうと思う。
伊藤（草加市史） ネットワークは直ちに「網の目」かけるといふことよりは、人と人、機関と機関のつながりが大切なのではないか。

澤木（神奈川大学史） 全史料協はネットワーク化についての問題提起が急すぎるのではないか。関東地区大学史連絡協議会は、まず個人的な史料の交流から始めて現在4年目だが32大学が加入し、その間関西地区との交流も始めている。上からのネットワークづくりを言う前に、まず何が共通する問題なのかという認識を持ち合えるような作業の繰り返しが必要ではないか。

中野（柳川古文書館） 史料保存のネットワークというのは活用のあとの話であって、市史編さん等活用部分の議論とは切り離してなされるべきだ。

地域史料の中身を考えた場合、考古資料、民

俗資料との関連をどうとらえるのか。

鈴木 (大和市長) 地域のネットワークを考えた場合、一軒の家の史料に対して文書館は文書史料だけを対象にすればいいということではなく、その家に残る史料の取り扱い方について博物館や民俗資料館などの類縁機関との連携ができるようなネットワークづくりが必要であろう。

伊東 (千葉県文書館) 千葉県では地域(市町村)の担当者と連絡を取りつつやっているが、従来の歴史編さんの市町村ネットワークのレベルにとどまらず、公文書公開やプライバシー保護等も含めた多様なニーズに応えられるようなかたちでのネットワーク形成が望ましいのではないかと。

野口 (NTファイリング) 行政現場サイドから見た史料を考えると、情報公開、個人情報保護、保存情報としての公文書館法の問題…と、目的・場面の違いがあるだけで、すべて「情報管理」に集約できる。その場面の違いをどのようにネットワークするかが大切であろう。

保存の問題については全史料協としても、もっと意識の面でも現場サイドへの働きかけが必要で、例えば行政文書の保存年限は担当者の恣意的な部分で決められており、オーソライズされたものになっていないというのが実態である。

小松 (松本市史) 地域における史料保存のネットワークでは、私文書の所蔵者とのネットワークをもっと重みをおいて考える必要がある。

斎藤 (新潟県立文書館) 個人所蔵者宅からそっくり史料を持ってくるといことがなされているが、考え直してはどうか、史料は現地保存が最良の状態であって、個人宅にあってもよいのではないかと。新潟県では写真やマイクロ・フィルムによる収集を心掛けている。

安藤 (国立史料館) 個人宅での保存は可能であれば理想だが保存環境の面で限界があるし、利用についても難しい。利用されてこそその史料保存だろう。

将来にわたってどのような場所で史料保存が可能かということで考えてみると、県-市町村といったレベルと個人との中間のレベルでの史料保存の可能性を考えてみてはどうだろうか。

愛媛県宇和島では地域公民館での史料保存の

試みを始めているし、北欧にはグラスルーツ・アーカイブズ(草の根文書館)があり、カナダにはコミュニティー・アーカイブズといって地区での史料保存機関設立がなされている。さまざまなレベルでの史料保存とそのネットワークの組み方が考えられるのではないかと。

大野 市町村単独で文書館をつくる余裕のない場合、広域行政による設立を目指してはどうか。

寺島 (釧路市長) 埼史協の場合、地域史料のネットワークについて、図書館や博物館と文書館との関係をどうとらえるのか。

遠藤 (八潮市立資料館) 史料の保存についていえば、図書館内部に史料が保存されていたものが、整理ができずに移管の希望が出て文書館が設立された例もあり、また図書館の中に地域文書館の機能を持たせる館もある。

亀岡 (近江八幡市長) 文化財担当の立場から、機能としての文書館、担当者の意識の必要性について浜野報告に共鳴したが、全史料協『会報』25号に沼津の樋口氏が書かれていたように、公文書はいいとしても古文書など地域史料について他機関と共有フィールドを持つ場合、対処の仕方をもっと考えるべきではないかと。

例えば埋蔵文化財には文字史料が豊富になりつつあるが、これについても文書史料と共に地域史料として把握するための担当間の協力体制を作ることが必要となってきている。

所澤 (群馬大学) 地域教育機関なども含めた、文書によって管理される側の機関の史料も含めたネットワークが作れないかと。

全史料協は地域の文書館が中心であるが、行政の管理サイドの史料しか主に収集していないという問題があるのではないかと。

吉本 (埼玉県史) 埼玉の場合でも県の機関でも学校等出先の機関等には手が打てていない。県立高校については史料を入れていくつもりである。市町村の史料については廃棄する場合は県で収集している。

地域におけるネットワークの形成は、自発的であることも大事だが都道府県の文書館が中心になってやっていくべきではないかと。

高橋 (一橋大学) さまざまな機関での保存史料に

ついて、利用者への提供も含めた相互のネットワークが必要ではないか。

鈴木 91年に神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会が発足した。この中には市史等編さん室以外に資料館等も入っている。異なった組織同士のネットワークを作っていく必要がある。埼玉協とも地域を越えた交流をしている。

大庭 (北海道立文書館) 北海道では「北海道歴史資料利用保存協議会準備会」が発足した。市町村史編さんという目的は集まりやすい。史料保存の問題もその中に入れていきたいが、文書館が市史編さんの中にどう関わっていくかという点が難しい。

辻川 (尼崎市史料館) 史料保存利用については、それぞれの地域性、地域差があるのだから、多様なモデルを紹介してほしい。また、一方では各地区にあったモデルを自ら作り出していくことが大事である。各地域のモデルを持ち寄ること、より普遍的なモデルを作っていく。

2. 大学史編さん史料の保存をめぐる

定兼 (岡山県) 大学史の史料とは何か。また大学人についてはどう考えるのか。

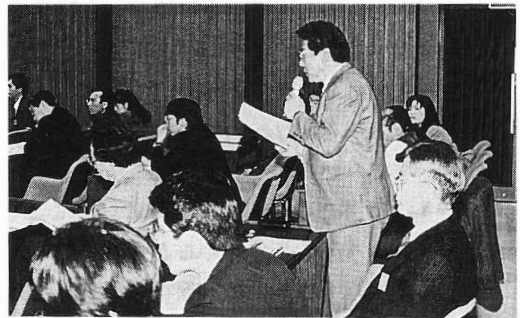
吉川 (名古屋大学史・報告者) 大学史資料とは主に大学史編集室にある史料で、大学新聞、公文書などが中心となる。大学史は教育機関、研究機関としての歴史、また学生の生活や組織としての大学の歴史をとらえていくべきであると思う。

個人については国立大学では捉えにくい、私立大学では創立者のなど個人に関わる側面が大きくなる。

保坂 (学習院大学史料館) 大学史の目的は何か。また大学組織運営などの史料収集のガイドラインはあるのか。教育研究の史料もあるのか。

吉川 大学史編さんの主な目的は「先人の労をしのぶ」ことで、明日への糧としての意味合いがある。教育研究史料については講義ノートなども収集している。

君塚 (東京学芸大学) 大学史が作られてもその後の史料の収集や保存は行われていないことが多い。大学史編さんの意義のひとつである自己検証という意味合いからも、保存の問題は大切で



あり、もっと強調されるべきだと思う。

大学史では制度や機関の歴史にとどまって、私文書(学生のビラなど)が載せられていない例が多い。学生自治会などのネットワークを作っているのか。

吉川 名古屋大では大学紛争のチラシ等を重視している。職員組合の方には連絡をとっているし、体育系・文科系サークルなどには写真提供を依頼している。大学生協とも相互協力を行っている。

所澤 大学というところは(国立大学の場合)学部の自治などの壁もあって史料の集まりにくいところなので、法的な網をかぶせるなどして勝手に史料を廃棄できないようなシステムを作るべきではないか。

大西 (大阪府公文書館) 大阪大学50年史編さんの際に収集した史料は図書館に収蔵されているだけで、その後の継続した収集はなされていない。利用の面でも普遍的な利用はできない状態にある。まだまだ大学史関係のネットワークを作れるようになった段階で、地域のネットワークの中に位置付けるのはむづかしい感じがする。まずは大学史資料の保存をもっと考えていくべきだ。

中川 (中央大学史) 自治体史にしても大学史にしても、編さんと史料保存の理念は違うため、別次元で考えるべきで、そうしなければ史料は残していけない。大学史の場合、史料は主に年史作成のために収集されるが、年史には直接使わない史料を大学史の史料としてどう位置付けるか。そうしたことが含み込まれるような史料保存の理念というようなものが形成されない限り、いくら史料が集まって年史ができて、それから先への展望は見いだせないのではない。

そうした意味で、自治体史における地域史料

論、大学史における大学史史料論が、史料保存のネットワークを考える上での前提として考えられるべきではないか。

辻川 編さんから保存へのモーメントを考えていく時、収集した史料をもとに問い合わせに答えていき、利用の実績を積み重ねていくこと、また需要を掘り起こしていくことも必要ではないか。この積み重ねが、史料保存の現実的な必要性を訴えるデータになる。

3. 司法資料の保存をめぐる

佐藤（川崎市公文書館）施設法である公文書館法に対する基本法としての文書保存法の必要性について弁護士会側だけが認識をしているのか、また裁判所・検察庁も含めた協議の場を持ちうるのか。

竹澤（弁護士・報告者）司法関係者には記録保存に対する関心がないのが実情であろう。

民事裁判記録の廃棄期限が「新通達」によって明示された。これに対して特別保存を斟酌する判断基準として「弁護士会、学術研究者等」の要求があった時、という一条を裁判所は提示した。しかしながら、弁護士会は単位弁護士会からの上申手続きがあるが、学術研究者からの声をまとめる術がない。何とかならないだろうか。

浅古（早稲田大学）裁判記録は一件一件は閲覧の請求ができるが、全体に接近する方法がない。資料閲覧は裁判所の好意によってなされているのが現状で、また研究者においても判決原本を基礎にした研究はなされていない。

司法資料は捨てるのではなく活用するための資料であるということで、法制史学会から要望書を提出し、日本学術会議からアピールを出してもらえるように働きかけている。

石渡（法政大学）「廃棄」を即ち資料を消滅させてしまうことと考えるのではなく、法的に効力を失効させることと捉えてモノとしての保存の方策を探ってはどうか。

資料は必ずしも原局で保存する必要はない。日本弁護士会への移管、あるいは司法文書館のような機関の創設は考えられないか。

竹澤 現に法的に廃棄されたものが私的に残さ

れている例もあり、これらについてどう対処するかも今後の課題のひとつである。

石渡 国立公文書館ができた時、各省は公文書廃棄にあたって公文書館への移管を考えるように規定を変えている。裁判所や司法省の場合も廃棄に関する考え方を変えさせることが第一条件であると思う。

大藤（国立史料館）裁判記録の移管は国立公文書館の今の制度で可能か。また、国立公文書館に裁判記録も保存しようという姿勢と熱意はあるのか。

石渡 現職ではないので、はっきりしたことは言えないが、30年原則の公文書移管でもできないのが現状である。

丹羽（山形県）県史編さんの立場で地域にある裁判関連史料を見た場合、直接どう扱うかは別として、後に残し続けるべき必要性を感じる。

また司法資料の場合、公開の問題と絡んで特別な問題があるように思われるので、司法の枠内での文書館設立を考えるべきではないか。

竹澤 公文書館法における「公文書等」の中のひとつとして司法資料を除く特段の理由はなかるう。私としては公文書館法に基づく司法文書館を考えたいと思っている。

裁判記録は地域を知る貴重な史料であるにも関わらず、判決文しか残っていない。例えば自作農創設事業時に多発した裁判の記録、農業経営に影響をもたらす相続の裁判記録等。それぞれ地域の具体的な様相が違う。これらの裁判に付随する史料は地域にもあるはずで、それらを市町村自治体史料の中にどう取り込み、位置付けることができるのかを考える時、これが司法資料保存を考えるものと地域史料の保存を考えるものとの共通の課題となるのではないか。

以上のような質疑と討議を経たのち、研究会は時間切れのかたちで明確なまとめを欠いたまま幕を閉じることとなったが、文書館論議の中心に据えられるべき「史料保存」問題について、新たな広がりをもった認識を得られたことは、今後の運動の展開にとって大きな収穫と言えるのではないだろうか。（文責・細井）